平成２５年（フ）第６号
青森県黒石市大字黒石字建石３番地20
債務者　村上　文子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１５号
山口県周南市河東町４番32号　河東ハイツ402号
債務者　杉田　有康
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２４４１号
名古屋市中川区十番町１丁目12番地　クラウン六番町104
債務者　西本　裕二
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
名古屋市北区池花町238番地　フルール池花101号
債務者　眞瀬　浩次
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
栃木県那須塩原市鍋掛1087番地477　日新ハイツ101号
債務者　西森　敏行
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１４５３号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地20棟502号、従前の住所広島県安芸郡海田町畝２丁目６－７－202
債務者　ペレイラ　ジェニーこと　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＪＥＮＮＹ　ＭＡＲＩＡＮＥ　ＫＡＢＡ
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１０号
神奈川県横浜市港北区小机町225－３
債務者　植木　義久
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６０号
東京都府中市白糸台４丁目30－２　コーポ白糸台第１－102
債務者　吉武　義徳
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４号
東京都西東京市北原町２丁目１－33－101
債務者　島田　誠次
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８号
東京都新宿区百人町４－５－14－1212、住民票上の住所福島県いわき市小名浜字栄町64番地
債務者　小澤　佳子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５号
東京都港区白金６丁目９－９－101
債務者　藤原　和子（旧姓稲船）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３２号
東京都青梅市東青梅３丁目９－４－201
債務者　五十嵐正人
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８号
東京都新宿区西早稲田１丁目９－23－730
債務者　古屋美津代
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３９号
東京都渋谷区笹塚２丁目39－３－202
債務者　稲場　　真
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４３号
東京都葛飾区新小岩４丁目24－７－405
債務者　舩田　栄子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４４号
東京都江東区大島４丁目１－６－938
債務者　高野美由紀
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部